

入札参加者 各位

7営設第1583号
令和7年9月16日

福岡県建築都市部営繕設備課長

福岡県庁舎議会棟音響・映像設備更新工事 設計図書に関する質疑回答書

NO	区分	質 疑	回 答
1	設計図書	E-04 音響・映像設備 仕様書(1) 項目3 導入実績について 「本工事で導入する機器・システムは、都道府県議会・市町村議会での導入実績がある などの信頼性が保証されたものを選定すること。」とありますが、選定する企業には機 器仕様(映像、配信、マイク仕様)において今回の発注仕様と同等の実績を機器承諾ま でにコリンズ、発注仕様書等にて証明するという認識でよろしいでしょうか。	結構です。本工事で導入する機器・システムの選定に当たっては、同一機器・システムの導入実績を お示ください。
2	設計図書	E-05 音響・映像設備 仕様書(2) E-04 音響・映像設備 仕様書(1) 2メイン仕様-＜メイン音響設備＞-項目2 項目3 埋込型マイクシステムについて 「議員席及び執行部席は既設システムの議員席に設置されているマイクの形を踏襲し 埋込型のマイクシステムを採用すること。使用するマイクは埋込型専用品とすること。」 とありますが、マイクはパッケージ商品を机に埋め込んで使用することは認められない という認識でよろしいでしょうか。	本工事で設置する議員席及び執行部席のマイクは、埋込み型であって、既設品と同等以上の性能を 有する必要があります。露出設置用のパッケージ商品を埋込み設置することで性能が劣る場合は、 その機器の採用は認められません。

3	設計図書	E-04 音響・映像設備 仕様書(1) (その他) 項目3 無線従事資格者について 「無線従事者資格を有する者が混信調査を行い、必要な対策・改善を行うこと。また、その結果を書面で報告すること。」 とありますが、受注者と雇用関係がある無線従事者資格「第一級陸上無線技術士」の資格を有する者が混信調査を行うという認識で良いでしょうか。	結構です。ただし、必ずしも調査者が受注者と雇用関係がある必要はありません。
4	設計図書	E-12 議場 映像設備 システム系統図 操作用PCについて 系統図にて、モニター室、議場内操作席に操作用タッチパネルモニタが各1台、議長席、事務局長席に操作用タブレットPCが各1台の合計4台の操作用端末がありますが、操作用端末に不具合が起きた場合を想定し、4台すべてが冗長化を行い常に同じ操作画面、同じ操作状況を反映しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	操作用タッチパネルモニタと操作用タブレットPCは、主要用途が異なるため、常に同じ操作画面を映しているとは限りません。
5	設計図書	E-12 議場 映像設備 システム系統図 操作用PCについて 操作端末に障害が起きた際に議会運営を止めない為、4台の操作端末を常に電源を入れた状態にて議会運営を行い、操作端末においては常に操作状況が冗長化されるという認識でよろしいでしょうか。例として以下のように操作画面が冗長化され連動する仕組みという認識で間違いないでしょうか。 例：議長席でA議員のマイクをONにする→モニター室等の他の操作端末の操作画面もA議員のマイクがONになる(表示内容が変わる)。	E-04.05に記載のとおり、本システムは一元管理が可能である必要があります。1台の操作端末で行った操作の結果は他の端末に反映されることとします。

6	設計図書	E-05 音響・映像設備 仕様書(2) システム概要・仕様書(その他) 1システム概要-＜音声送出＞-項目3 スピーカーセクターについて 設置する場所の切替器においてスイッチ操作で任意の会議室の音声を選択でき、 その音声が拡声されるという認識で間違いないでしょうか。	結構です。E-11議場音響設備システム系統図も参照ください。
7	設計図書	E-12 議場 映像設備 システム系統図 E-13 議場 音響・映像設備 機器参考姿図(1) 操作用PCについて 系統図、及び姿図内に操作用PCという記載について、故障時の修理・入替等が速やかに低コストにて行うことができることを想定し、制御はAMXなどの専用機は使わずにWindows11のPCを利用するという認識で間違いないでしょうか。	Windows11のPCに限定するものではありませんが、E-04音響・映像設備仕様書(1)に記載のとおり、故障時には速やかに代替品の購入や修理が行える必要があります。
8	設計図書	E-04 音響・映像設備 仕様書(1) (その他) 項目6 運用開始後のシステム修正について 「契約不適合責任期間中は発注者の求めに応じ制御システムの修正を速やかに行うこと。」とありますが、運用開始後のシステム修正については受注業者の負担で対応するという認識でよろしいでしょうか。	設備の仮引渡しから工事竣工までに生じる修正は受注者の負担とします。また、E-04の当該箇所に記載のとおり、工事竣工後に生じた議会運営方法の変更等に伴う変更については、受注者負担とはなりません。

9	設計図書	E-04 音響・映像設備 仕様書(1) (その他) 項目6 運用開始後のシステム修正について 「契約不適合責任期間中は発注者の求めに応じ制御システムの修正を速やかに行うこと。」とありますが、運用開始後の議席配置、操作画面等の変更及び修正は議会運営を妨げないよう即時にオンラインにて変更及び修正を行わなければならないという認識でよろしいでしょうか。 また、契約不適合責任期間中のシステム修正は受注者負担という認識でよろしいでしょうか。	運用開始後の議席配置、操作画面等の変更及び修正は、必ずしもオンラインにて行う必要はありません。 また、E-04の当該箇所に記載のとおり、工事竣工後に生じた議会運営方法の変更等に伴う変更については、受注者負担とはなりません。
10	設計図書	E-02 電気設備 配置図・付近見取図 その他 概略工程及び既設業者について 概略工程表の段階的更新では、工事期間中も一部の既設設備が稼働すると理解しております。 議会運営への影響を最小限に抑えるには、稼働中の既設設備の機能・運用状況の把握が不可欠です。 つきましては、応札にあたり最適な移行計画を策定するため、現行システムのメーカー名と保守管理会社名をご教示ください	既設設備のメーカーは、日本無線株式会社です。 令和7年度の保守管理会社は、JRCシステムサービス株式会社九州支店です。
11	音響・映像設備 仕様書 (1)会議システム全体機能仕様書	(その他) 音響測定を実施報告するとありますが、対象部屋は議場のみでよろしいでしょうか。 また、測定実施に際し、具体的な測定項目をお示しください。	測定は議場のみで結構です。 測定項目については、契約後の協議とします。製造者の社内規格や公共建築工事標準仕様書に記載の試験方法により行ってください。

12	音響・映像設備仕様書	2. システム仕様 ＜メイン音響設備＞ (2)システム概要・仕様書(議場) 議員席および執行部席に設置するマイクはグースネック型マイクでもよろしいでしょうか。『理由』現行の会議システム用マイクに埋め込み型専用品が現存しないためです。また、特注で埋め込み型マイクを製造する際に、機器参考図(2)には機器の仕様が記載されていないため、具体的な仕様項目および参考数値をお示しいただくことは可能でしょうか。	議員席及び執行部席のマイクは既設どおり埋込型とします。 機器の仕様については、これを満足すれば既設設備と同等以上の性能であることが担保されるような絶対的な仕様項目や数値を設けることができなかったため、記載しておりません。 機器製作に当たっては、デモ機の運用も含め、十分な仕様協議を経たいと考えております。
13	音響・映像設備仕様書	2. システム仕様 ＜メイン音響設備＞ (2)システム概要・仕様書(議場) 各席マイクユニットにUSBの充電コンセントを備えることとありますが、AC100Vコンセントと比較し、USBの規格により接続する機器によっては利用できない場合や十分な充電ができない場合が懸念されますがよろしいでしょうか。	結構です。議場内のコンセント回路の容量から、当該仕様としました。
14	音響・映像設備仕様書	2. システム仕様 ＜メイン音響設備＞ (2)システム概要・仕様書(議場) 制御システムが操作不能に陥った場合、操作器の物理ボタンでON/OFFできることとありますが、タッチパネル式でもよろしいでしょうか。 『理由』汎用性が高く、機能や名称変更などに容易に対応できるため。	タッチパネル等電子機器やシステム不具合の際の補助機能として物理ボタンを想定しています。 汎用性の高さは必須ではありません。
15	音響・映像設備仕様書	赤外線卓上会議マイクユニットとありますが、有線方式でもよろしいでしょうか。 『理由』有線型は1本の線(※電源+音声+制御+映像信号の伝送が可能)を隣のユニットへ渡り接続が可能で、運用管理が簡単でランニングコストは不要です。 赤外線型はバッテリーの充電作業(台数分の脱着～充電～装填が必要)や数年で電池の買い替えなどランニングコストが掛かるためです。	本工事の発注仕様は赤外線方式ですので、それを前提として入札にご参加ください。
	議会会議室)		